

別表3 再生コンクリート

項目	評価基準内容
① 評価対象資材	凍結融解耐久性を必要としない地域において、強度を比較的必要としない部位に使用する再生資源を含有したコンクリートを対象とする。
② 品質・性能	以下の全ての項目に適合すること。 a. 一般 荷卸し地点における「再生コンクリート」の性質は、分離のない均一なものであること。 b. 強度、スランプ 「JIS A 5023:2024 再生骨材コンクリート L」の項目に合致すること。 d. 塩化物イオン含有量 荷卸し地点における「再生コンクリート」の塩化物含有量は、「JIS A 5023:2024 再生骨材コンクリート L」により塩化物イオン (Cl⁻) 量として 0.30 kg/m³ 以下であること。 ただし、購入者の承認を受けた場合には、0.60 kg/m³ 以下とすることができる。 e. アルカリ骨材反応 骨材について、「JIS A 1145:2022 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法)」又は「JIS A 1146:2022 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法)」によってアルカリシリカ反応性試験を行い無害であると判定されたもの以外を用いる場合は、アルカリ骨材反応の抑制対策を講じること。 f. 試験方法 試験方法は、別表3-1による。
③ 再生資源の含有率	別表3-2の規定に適合する再生資源を、骨材に対する質量比で30%以上含有しており、これら以外の再生資源を骨材として含有しないこと。 ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。
④ 環境に対する安全性	a. 原料および再生資源の原料として、特別管理 (一般・産業) 廃棄物を使用していないこと。 b. コンクリート再生骨材以外の再生資源を用いる場合は、原則として原料 (再生資源) が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。
⑤ 品質管理	a. 原則として、次のいずれかに該当する工場において製造がなされていること。 ・「JIS A 5308:2024 レディーミクストコンクリート」、「JIS A 5023:2024 再生骨材コンクリート L」に基づく J I S マーク製品の製造が可能な工場 ・ ISO9001 の認証を受けた工場 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
⑥ 環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表3-3に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。

別表3-1 「再生コンクリート」の品質試験方法

試験項目等	試験方法等
試料採取方法	試料採取方法は、「JIS A 1115:2020 フレッシュコンクリートの試料採取方法」による。ただし、トラックアジテータ又はトラックミキサから採取する場合は、トラックアジテータ又はトラックミキサで30秒間高速攪拌した後、最初に排出されるコンクリート50～100Lを除き、その後のコンクリート流の全横断面から採取することができる。
圧縮強度	圧縮強度の試験は、「JIS A 1108:2018 コンクリートの圧縮強度試験方法」、「JIS A 1132:2020 コンクリートの強度試験用供試体の作り方」及び「JIS A 5308:2024 レディーミクストコンクリート附属書 JG (規定) 軽量型枠」による。 ただし、供試体の直径には、公称の寸法を用いてよい。また、供試体の見かけの密度の測定は、必要に応じて行うものとする。 供試体は、脱型するまでの間、常温で保管する。(供試体は、常温環境下で作製することが望ましい。常温環境下での作製が困難な場合は、作成後、速やかに常温環境下に移す。また、保管中は、できるだけ水分が蒸発しないようにする。 なお、「JIS A 5023:2024 再生骨材コンクリート L」により、試験頻度は、150 m ³ について1回を標準とする。
スランプ	スランプの試験は、「JIS A 1101:2020 コンクリートのスランプ試験方法」による。 なお、「JIS A 5023:2024 再生骨材コンクリート L」により、試験頻度は、150 m ³ について1回を標準とする。
空気量	空気量の試験は、「JIS A 1128:2020 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法—空気室圧力方法」又は「JIS A 1116:2019 フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法(質量方法)」による。 なお、「JIS A 5023:2024 再生骨材コンクリート L」により、試験頻度は、150 m ³ について1回を標準とする。
塩化物イオン含有量	塩化物含有量は、「JIS A 5023:2024 再生骨材コンクリート L」により求める。 なお、「JIS A 5023:2024 再生骨材コンクリート L」により、試験頻度は、1日1回を標準とする。

別表3-2 「再生コンクリート」の原料となる再生資源とその品質・性能

再生資源	品質・性能
高炉スラグ フェロニッケルスラグ 銅スラグ 電気炉酸化スラグ	それぞれ、 JIS A 5011-1：2018（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2：2016（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3：2016（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4：2018（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） の規定に適合すること。
コンクリート再生骨材	「JIS A 5023：2024 再生骨材コンクリート L 附属書 A（規定）コンクリート用再生骨材 L」に適合すること。
キューポラスラグ 建設汚泥を分級・脱水・洗浄した再生骨材	「JIS A 5023：2024 再生骨材コンクリート L 附属書 A（規定）コンクリート用再生骨材 L」の「A.3 品質」の規定に適合すること。

別表3-3 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	ア．製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。 イ．新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。 ウ．施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。 エ．廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。 オ．再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。 カ．再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。
-----------------	---